

平成 28 年 6 月 27 日  
電力取引監視等委員会

## 託送供給約款以外の供給条件の承認に関する 意見聴取について意見を回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められた託送供給約款以外の供給条件の承認申請について審査を行い、委員会として当該承認を行うことに異論がない旨の意見を回答しましたのでお知らせいたします。

### 1. 概要

東京瓦斯株式会社は、供給区域外のガスの需要場所において、現在、ガス事業法第22条第3項ただし書の規定に基づく託送供給約款以外の供給条件として、料金等の特別措置により託送供給を実施している。今回、当該託送供給に係る契約の更新に伴い、引き続き同一の取扱いとするため、6月2日付けで東京瓦斯株式会社から経済産業大臣に託送供給約款以外の供給条件の承認申請がなされている。

当該承認申請を受け、6月17日付けでガス事業法(昭和29年法律第51号)第47条の6第1項の規定に基づき経済産業大臣から委員長に対し意見の求めがあったことから、当委員会において審査を行ったところ、経済産業大臣へ当該承認を行うことに異論がない旨の意見を回答したことをお知らせいたします。

### 2. 添付資料

託送供給約款以外の供給条件の承認について(回答)

(本発表資料のお問い合わせ先)  
電力・ガス取引監視等委員会事務局  
ネットワーク事業監視課長 恒藤  
担当者:星、大橋  
電話:03-3501-1511(内線 4371~4)  
03-3501-1585(直通)

# 経 済 産 業 省

官 印 省 略  
20160624電委第1号  
平成28年6月27日

経済産業大臣 林 幹雄 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長 八田 達夫

託送供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

平成28年6月17日付け20160615資第7号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給約款以外の供給条件の承認については、承認することに異存ありません。